

9月20日～26日は動物愛護週間です

犬や猫などの小動物は、私たちの生活に癒しを与えてくれるだけではなく、大切な家族として、多くの人々に愛されています。その一方で、ペットのトラブルが多発しているのも事実です。飼い主には、愛情を持った正しいペットの飼い方が求められています。

☎環境衛生課(☎826-1111 内線2407)

🐾ペットを飼うための基本条件

ペットを飼うためには、最低限、以下の条件を満たしている必要があります。

- 家族の一員として、一生世話をすることができる。
- 食事やしつけ、手入れ、運動、ふん尿の処理など、毎日の管理が十分にできる。
- 鳴き声、ふん尿、においなど、他人に迷惑をかけずに飼うことができる。

🐾新たな命に対する責任

生まれたすべての動物を飼い続けたり、新しい飼い主を探すことは、とても難しいです。ペットには、避妊・去勢手術を受けさせましょう。手術については、動物病院にご相談ください。

※「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和2年6月1日に一部改正され、適切に飼育することが困難となる恐れがある場合は、動物に避妊・去勢手術を受けさせることが義務付けられました。

🐾犬や猫が迷子になったときのために

犬や猫の首輪に、飼い主の住所・連絡先・名前などが分かる名札・鑑札などを付けましょう。また、動物病院で付けることができるマイクロチップは、脱落することがないため、安心です。

もし、犬や猫がいなくなってしまった場合は、環境衛生課までご連絡ください。



犬を飼っている方へ

【狂犬病予防のために】

生後91日以上の子犬は、登録と狂犬病予防注射が必要です。

- ・市外から転入してきた方は、以前住んでいた自治体の鑑札を持って環境衛生課までお越しください。
- ・狂犬病予防注射は、年1回受けさせることが、法律で義務付けられています。市から通知を行いますので、必ず受けさせましょう。

【散歩のときは】

リードなどでつないで、道路に飛び出したり、人に迷惑をかけたりしないようにしましょう。また、飼い犬のふんは、責任をもって飼い主が処理しましょう。



野生・野良の動物にエサを与えないでください



責任を持って飼うことができない動物にエサを与えることは、動物が人間に期待してかわいそうな思いをすることや、周辺環境の悪化につながります。

また、人間の食べ物には、動物にとって危険なものもあります。



猫は、屋内飼いをしましょう

屋外は、猫にとって、交通事故やイタズラの被害などにあう危険があるので、屋内で飼うことをおすすめします。虫や伝染する病気についての心配もなくなります。

ペットを飼う際のルールについて、詳しくは市と県のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

市ホームページ



県動物指導センターホームページ

